

# 石江土地区画整理事業のお知らせ(№13) 平成26年3月

石江土地区画整理事業は、みなさまのご協力により工事概成に向けて順調に進んでおります。

平成25年度は東北新幹線新青森駅開業後4年目を迎え、去る2月には事業区域内に大手電気店が開業、その後もクリニック等の開業等を控えるなど土地利用も着実に進んでいます。

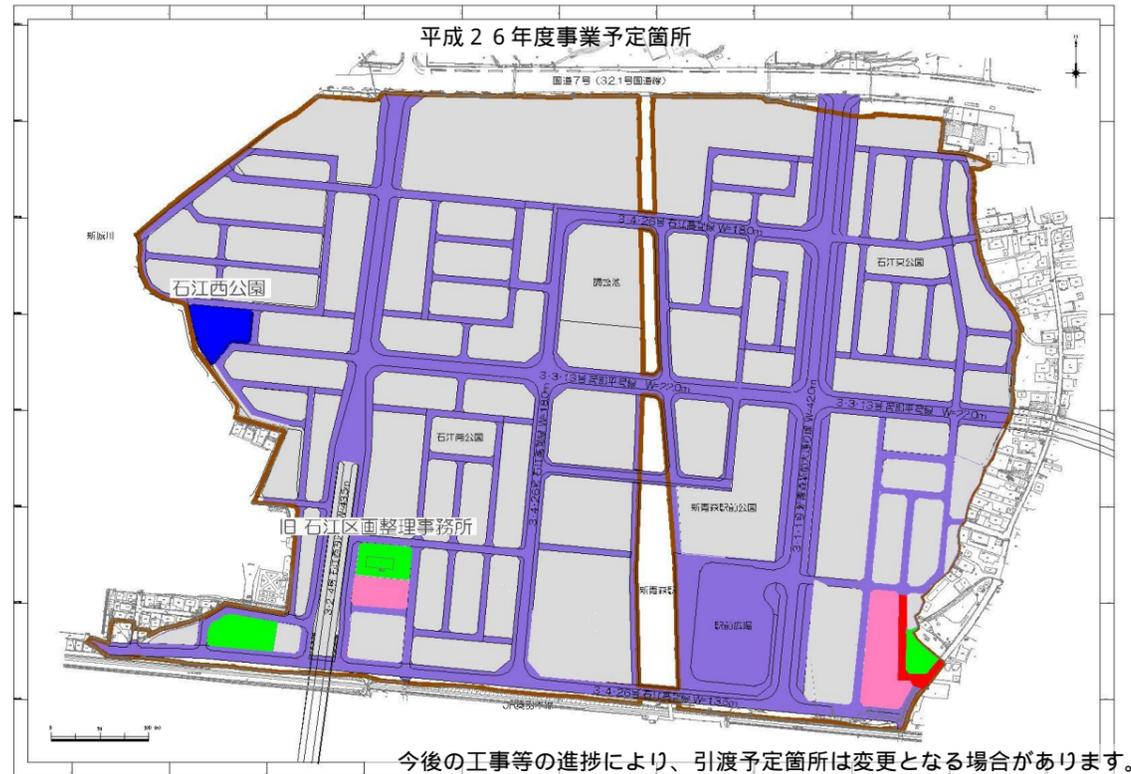
また、青森市の都市拠点としてふさわしいまちづくりの形成のため、地区内の工事等の円滑な進捗を図るほか、石江地区計画の見直しなど都市拠点としての機能をますます強化しているところでもあります。

今後も来年度の工事の概成、平成29年度の換地処分を目指して鋭意事業を推進して参ります。また、道路工事等によりみなさまには御不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 平成25年度・26年度の事業について

平成25年度は、主に新城小学校南側や駅前広場東側の街区・道路整備などを行って参りました。今年度末の進捗率は事業費ベースで約95%となる見込です。

平成26年度の事業は、引き続き宅地造成・区画道路築造や換地処分に向けての測量等を予定しております。



## 2. 新幹線駅舎周辺の「一般保留地」販売及び貸出について

新青森駅周辺の一般保留地につきましては、事業提案方式により販売を行っており、16区画を販売しております。販売中の保留地につきましては「一般保留地購入費助成事業」や「一般保留地処分あっせん事業」等を導入し、PR強化により販売促進を図っています。

また、未売却の一般保留地について、営利を目的としない、地域の賑わい創出となるような活動に対し、無料の貸出を行っております。貸出に当たっては、当事務所の許可が必要となりますので、事前にお問い合わせの上、ぜひ御活用ください。

担当：計画・工事チーム

## 3. 各種届出について

### 建物に関する届出

建物や塀について、新築・増築を行う場合は、事前に許可申請が必要です。

次のような場合が対象となります。  
住宅、物置、車庫等の新築・増築  
門・塀・かき又はさくの新設・増設

### その他の届出

石江土地区画整理事業地内の土地について、各種権利の異動が生じた場合、また住所・連絡先の変更が生じた場合は、届出が必要です。

次のような場合が対象となります。  
仮換地を売買・相続・贈与等により所有権移転された方  
保留地の売買・相続により所有権・抵当権等の変更を予定されている方  
住所・氏名が変わった方

当事務所に各種届出の様式がありますので、お問い合わせください。

担当：換地・移転チーム

## ★石江地区計画の変更について

地区計画につきまして、平成26年3月7日に変更いたしました。

変更点は建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度となっております。

詳しくは平成25年10月24日にお送りした「石江地区計画の変更案の原案の縦覧について(お知らせ)」または市ホームページにて御案内しております。

御不明な点についてはお問い合わせください。

担当：計画・工事チーム

## 石江区画整理事務所の移転について

先にお知らせしておりますとおり、昨年11月5日から石江区画整理事務所は青柳地区へ移転しました。

移転後におきましてもこれまでどおり業務を行っておりますので、引き続きみなさまの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

お近くへお越しの際にはぜひ当事務所へお立ち寄りください。

なお、旧事務所建物につきましては、本年5月末までに解体することとしており、解体後は引き続き造成工事を行う予定となっております。

連絡先 石江区画整理事務所  
住所 〒030-0811 青森市青柳一丁目16-12(旧 鉄道運輸機構 青森新幹線建設局事務所)  
電話 017-763-5733

これまでのお知らせや事業概要は青森市ホームページで御覧いただけます。  
[青森市のまちづくり 新幹線開業を活かすまちづくり 新幹線新青森駅周辺地区の整備 石江土地区画整理事業]